

豊岡市市民憲章の制定について

市では、市民一人ひとりがふるさとに誇りと愛着を持ち、一体感を醸成するとともに、まちづくりを進めていくうえでの道しるべとなる市民憲章の制定を進めてきたが、本日2月6日に制定し、告示する。

今後、この市民憲章が未永く親しまれて、市民が集まる場で唱和され、日々の暮らしの中で実践されていくよう、普及と啓発に取り組んでいく。

1、豊岡市市民憲章

豊岡市市民憲章

わたしたちは、コウノトリ悠然と舞うふるさとを愛する豊岡の市民です。
恵まれた自然と先人の努力に感謝し、かけがえのない今を大切に生き、幸せな未来につなぐため、この憲章を定めます。

とうとびます すべての命 おだやかに
よるこびます しごと学びも いきいきと
おくります 笑顔にあいさつ 思いやり
かなえます 心とからだ 健やかに
しんじます 夢と希望の 明るいまち

【解説】

前文

市の特徴や制定の事情などを「まちの将来像」「環境・過去への感謝」「現在の生き方」「未来へのつとめ」などにより表している。

本文

(1) 「自分たちのまちをどのようなまちにしていきたいのか」「そのために自分たちが何をすればよいか」などを、五カ条からなる条文に表している。

とからかまでの条には行動・努力目標を、しの条には達成目標を象徴的に表している。

(2) 「新しい豊岡市が目指すまちの実現にふさわしいもの」「市民みんなの誓い」「市民みんなが実行できるもの」「分かりやすくて親しみがあり口ずさめるもの」を基本としている。

(3) 「市民みんなの誓い」ということから、自主性・決意がより強く表れる「～します」と宣言型としている。

祈りや願いは、昔から和語によって述べられることが多いことから、温かくて親しみやすい、共感を呼びやすい和語をできるだけ使うようにしている。〔本文中の約86%(21の言葉のうち18)和語を使用〕

<参考> 漢語：あいさつ、希望 混集語：しんじます

(4) 市民に親しまれるように、漢字は、小学校で習う教育漢字を基本とし、複数の意味を持たせたい言葉、やわらかなイメージを伝えたい言葉などは、平仮名とし、子どもでも分かりやすい簡単な文としている。

(5) 口ずさめるように、各文の先頭にとよおかしの一文字を順に配置し、音読した時に心地よく耳に入ってくる言葉とリズム感のある五七五調でまとめている。

(6) いろいろなことがイメージできるように、できるだけ多くの分野にわたるよう言葉を選んでいく。

と...人と自然が共生するまちづくり、安心して穏やかに暮らせるまちづくりの誓いを表している。

よ...地域を元気にするまちづくり、活力を生むまちづくりの誓いを表している。

- ・「しごと」は、「仕事」のほかに「地域活動」などの意味もこめている。
- ・「いきいき」は、「生き生き」のほかに、より活気、活力が伝わる「生き生き」などの意味も込めている。

お...にぎわいと魅力を創るまちづくり、お互いを支え合うまちづくりの誓いを表している。

- ・「おくり」は、「過ごす」のほかに「贈る」などの意味も込めている。

か...健やかで心豊かな人を育むまちづくりの誓いを表している。

- ・「からだ」は、身体そのもののほかに、健康状態や体力、機能などの意味も込めており、また、物質的でなく、よりやわらかな感じを与えることから、「からだ」としている。

し...日々の人生を楽しむまち、幸せな未来のまちの姿を表している。

- ・「明るい」は、世代を超えて支持があり、目指すべきまちの姿を、「明るい」という言葉により象徴的に表している。

2、市民憲章制定経過

平成 20 年 6 月 26 日	第 1 回豊岡市市民憲章等検討委員会 ・市民憲章の策定について諮問
平成 20 年 7 月 11 日 ~ 18 日	市民憲章策定に係る中学生の意見募集 ・応募者数 848 人
平成 20 年 7 月 29 日	第 2 回豊岡市市民憲章等検討委員会 ・市民憲章のスタイル、使うことば等について検討
平成 20 年 8 月 28 日	第 3 回豊岡市市民憲章等検討委員会 ・市民憲章(案)について検討
平成 20 年 9 月 26 日	第 4 回豊岡市市民憲章等検討委員会 ・市民憲章(案)について検討
平成 20 年 10 月 24 日 ~ 11 月 25 日	市民憲章(案)への意見募集 ・意見提出者数 7 人
平成 20 年 12 月 18 日	第 5 回豊岡市市民憲章等検討委員会 ・市民憲章(案)に対する意見及び回答について検討
平成 21 年 1 月 23 日	第 6 回豊岡市市民憲章等検討委員会 ・市民憲章の策定について答申

3、今後の啓発・活用

- (1) 市広報、市ホームページ、防災行政無線等による普及啓発
- (2) 市の庁舎や公民館・小中学校等における市民憲章板掲出による普及啓発
- (3) 運動会や市の行事などにおける市民憲章の唱和